

## 県民への要請内容【県内全域】

(現行の内容を継続)

3月22日から5月15日まで

### 【法24条第9項に基づく要請】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
- 会食・食事を伴う行事（宅配・テイクアウトによるものを除く）では 認証店※1などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど「うつさない」「うつらない」行動に努めること ※1：「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店
- 感染リスクの高い行動を控え、日常生活における基本的な感染防止策を徹底すること※2 ※2：ワクチン未接種の方は特に注意すること
- 飲食店等を利用する際には、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること  
5人以上のグループであっても、同一テーブル4人以下で会食すれば差し支えない
- 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること
- 感染不安を感じる無症状の県民は、検査を受検すること

〔※ 現在の感染状況を考慮し、対象者全員検査の実施等による行動制限の緩和は行わない。〕

## 飲食店への要請内容【県内全域】

(現行の内容を継続／県有施設を含む)

2月1日から5月15日まで

### 【法24条第9項に基づく要請】

- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること
  - ※ 「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」による認証の状況に関わらない要請
  - ※ 現在の感染状況を考慮し、対象者全員検査の実施等による行動制限の緩和は行わない。
  - ※ 5人以上のグループであっても、同一テーブル4人以内であれば会食して差し支えない
- カラオケ設備を提供する場合は、**利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用**勧奨等、**基本的な感染防止策を徹底**する
- 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- 従業員への検査勧奨、入場者の整理等、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等
- アクリル板の設置等、CO<sub>2</sub>センサーの設置、業種別ガイドラインの遵守を徹底

# イベント主催者等への要請内容【県内全域】

(現行の内容を継続)

要請	<b>2月1日から5月15日まで</b>														
事前 手続等	<p>① 「<b>大声なし</b>※1」の「<b>5,000人超かつ収容率50%超</b>」で開催する場合は、「<b>感染防止安全計画</b>※2」を策定し、<b>県に提出</b></p> <p>② ①以外の場合は、<b>主催者がチェックリストを公表</b></p> <p>※1「<b>大声</b>」：観客等が（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること</p> <p>※2「<b>感染防止安全計画</b>」：大規模イベント主催者が、飛沫抑制、手洗・消毒等に係る7項目について具体的な感染防止策を記載する計画</p>														
開催 制限等  〔法24条9項 の要請〕	<p>① 「<b>感染防止安全計画</b>」を策定しないイベント（②以外）：以下の人数制限・収容率のいずれか<b>小さい方</b></p> <table border="1" data-bbox="338 663 2125 815"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 663 1169 711">人数上限</th> <th colspan="2" data-bbox="1169 663 2125 711">収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 711 1169 815" style="text-align: center;">5,000人又は <b>収容定員50%以内</b>のいずれか<b>大きい方</b></td> <td data-bbox="1169 711 1659 815" style="text-align: center;">大声なし 100%</td> <td data-bbox="1659 711 2125 815" style="text-align: center;">大声あり 50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 「<b>大声なし</b>」の「<b>5,000人超かつ収容率50%超</b>」で「<b>感染防止安全計画</b>」を策定・県の確認を受けたイベント</p> <table border="1" data-bbox="338 922 2125 1038"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 922 1169 970">人数上限</th> <th colspan="2" data-bbox="1169 922 2125 970">収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 970 1169 1038" style="text-align: center;"><b>収容定員まで</b></td> <td colspan="2" data-bbox="1169 970 2125 1038" style="text-align: center;"><b>100%</b></td> </tr> </tbody> </table>			人数上限	収容率		5,000人又は <b>収容定員50%以内</b> のいずれか <b>大きい方</b>	大声なし 100%	大声あり 50%	人数上限	収容率		<b>収容定員まで</b>	<b>100%</b>	
人数上限	収容率														
5,000人又は <b>収容定員50%以内</b> のいずれか <b>大きい方</b>	大声なし 100%	大声あり 50%													
人数上限	収容率														
<b>収容定員まで</b>	<b>100%</b>														
感染防止等  〔法24条9項 の要請〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>業種別ガイドラインの遵守</b>を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの<b>追跡対策を徹底</b>すること</li> <li>○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや人数上限・収容率の見直し等を行った場合には、<b>国に準じて対応</b>すること</li> </ul>														

## 県主催 イベント

県主催イベントは「三密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や、前後における参加者等の行動管理、直行直帰の呼びかけを行うなど、**感染防止策の徹底を前提として開催**することを基本とする

# 事業者・大学等への要請内容【県内全域】

(現行の内容を継続)

対象	3月22日から5月15日まで
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従業員等に対し、飲食を伴う懇親会等を開催する場合は、認証店※などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、<b>長時間・大声</b>を避け、会話の際の<b>マスク着用を徹底</b>するなど「<b>うつさない」「うつらない</b>」行動に努めるよう求めること ※：「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店</li> <li>○ <b>在宅勤務（テレワーク）</b>、時差出勤、自転車通勤等、<b>人との接触機会の低減</b>に努めること</li> <li>○ 休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた<b>感染防止対策を徹底</b>すること</li> </ul>
大学等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生に対し、飲食を伴う行事等を開催する場合は、認証店※などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、<b>長時間・大声</b>を避け、会話の際の<b>マスク着用を徹底</b>するなど「<b>うつさない」「うつらない</b>」行動に努めるよう求めること ※：「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店</li> <li>○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について学生等に注意喚起を徹底すること 特に、部活動等における<b>感染リスクの高い活動</b>については<b>実施を慎重に検討</b>すること</li> <li>○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること</li> <li>○ 学校内での行事は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること</li> </ul>

## その他の施設への要請内容【県内全域】

(現行の内容を継続)

対象	2月1日から5月15日まで
その他の施設	<p>(全ての施設)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 入場整理等による混雑の回避、利用者に対するマスクの着用の周知、感染防止策を実施しない者の入場制限、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置など、<b>感染防止策の徹底</b></li><li>○ 業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項）</li></ul> <p>(イベント関連施設・商業施設・遊興施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ カラオケ設備を提供する場合は、<b>利用者の密の回避</b>、<b>こまめな換気</b>、マイク等の<b>消毒</b>、<b>歌唱中のマスク着用勧奨等</b>、<b>基本的な感染防止策を徹底</b>する</li></ul>

### 県有施設

県有施設については、上記に掲げる**感染防止策の徹底を前提として運営を継続**することを基本とする